

4月1日から市役所の組織が一部変わります

市では、4月から組織の一部を再編成します。市民の皆さんへのサービス向上、業務の効率化、法改正への対応を目的とするものです。以下に主な変更点をご紹介します。

問 総務課 ☎724・2108
FAX050・3085・3139

※各部の業務内容についてのお問い合わせ先は、本紙6面の「市庁舎内の窓口・問い合わせ先一覧」をご覧ください。

いきいき生活部・保健所 ~いきいき健康部が2つの部に分かれます

旧組織 ■が変更箇所

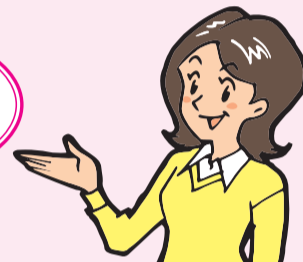
いきいき健康部	健康総務課
	保険年金課
	高齢者福祉課
	介護保険課
	保健企画課
	保健対策課
	健康課
生活衛生課	

新組織

いきいき生活部	いきいき総務課
	保険年金課
	高齢者福祉課
保健所	保健総務課
	健康推進課
	保健予防課
	生活衛生課

保健衛生業務を強化するため、保健所が独立します

※本紙4面もご覧ください



いきいき生活部の主な変更点

「高齢者福祉課」と「介護保険課」の業務の一部を移行し、「いきいき総務課」を設置します。

【いきいき総務課】

高齢者福祉計画等の計画策定や、介護保険施設等の整備に関すること、介護保険事業所等の指定・指導に関することなどを担当します。

保健所の主な変更点

より地域に身近な保健活動を行うため、現在の保健企画課・保健対策課・健康課を新しい3つの課に再編します。

【保健総務課】

保健所内の総務や医事・薬事に関する業務等を担当します。

【健康推進課】

市民の健康増進を支援します。

【保健予防課】

地域の特性や、市民一人ひとりに合った保健活動を行います。

子ども生活部

旧組織 ■が変更箇所

子ども生活部	子ども総務課
	児童青少年課
	子育て支援課
	子ども家庭支援センター
	すみれ教室
	ひなた村
	大池沢青少年センター

新組織

子ども生活部	子ども総務課
	児童青少年課
	ひなた村
	保育・幼稚園課
	子育て推進課
	子ども家庭支援センター
	すみれ教室
大池沢青少年センター	

子どもと家庭の支援体制を強化します



子ども生活部の主な変更点

子ども・子育て支援新制度への対応とともに、子どもと家庭への支援体制を強化するため、現在の子育て支援課を「保育・幼稚園課」「子育て推進課」「子ども家庭支援センター」の3つの課に再編します。また、青少年育成事業を一体的に推進するため、「ひなた村」を「児童青少年課」に統合します。

【保育・幼稚園課】

保育園、幼稚園、認定こども園等の利用手続き（新たに相談・情報提供等を担う保育コンシェルジュを配置）、及び保育料の設定・徴収、並びに施設への運営支援・給付などの業務を担当します。

【子育て推進課】

子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育施設等の整備事業、及びマイ保育園などの地域子育て支援事業や、市立保育園、地域子育て相談センターに関する業務を担当します。

【子ども家庭支援センター】

子どもへの虐待や家庭の問題等、子どもと家庭に関する総合相談、及びひとり親家庭への自立支援相談やホームヘルパー派遣など、子どもと家庭の相談業務を強化するため係から課の位置づけに変更します。

都市づくり部

旧組織 ■が変更箇所

都市づくり部	都市政策課
	土地利用調整課
	交通事業推進課
	地区街づくり課
	建物住宅対策課
	建築開発審査課
公園緑地課	

新組織

都市づくり部	都市政策課
	土地利用調整課
	交通事業推進課
	地区街づくり課
	住宅課
	建築開発審査課
公園緑地課	

市民にわかりやすく、利便性も向上します

都市づくり部の主な変更点

市民サービスの向上と業務の効率化のため、一部の業務を建築開発審査課に集約します。

【建築開発審査課】

現在、土地利用調整課が担当している「都市計画情報の閲覧照会」を「建築開発に関する証明発行」と同じ窓口で受け付けます。また、建築開発業務の体制を強化するため、建築物の違反是正業務を建物住宅対策課から移管します。

【住宅課】

市営住宅の管理、建築物の耐震化、団地再生など住宅施策に関する業務を担当します。



<保健所>4月から窓口が移転する業務のご案内

新しく部となる「保健所」は市内3か所に窓口があります。4月から窓口が移転する業務についてご案内します。
地図参照：市庁舎7階【地図A】、町田市保健所中町庁舎【地図B】、健康福祉会館【地図C】

市庁舎7階に移転する業務【地図A】

予防接種・母子保健に関すること

- ①乳幼児の健康診査
- ②母子健康手帳(母子手帳)の交付
- ③妊婦健診受診票の交付
- ④里帰り出産等の妊婦健康診査受診費用助成・医療費の助成(養育医療等)に関する手続き
- ⑤各種予防接種・医療費の助成(結核、感染症等)に関する手続き 等

問 保健予防課

- ①~④について=母子保健係 ☎725・5422
 - ⑤について=保健予防係 ☎724・4239
- FAX050・3161・8634

※上記の申請受け付け、手続きは町田市保健所中町庁舎【地図B】、健康福祉会館【地図C】でも行います



成人健康診査・がん検診等

- 成人健康診査・肝炎ウイルス検診 ●特定保健指導 ●各種がん検診 等

問 健康推進課成人保健係

☎725・5178 FAX050・3101・4923

診療所等の開設許可・医療従事者免許等

- 診療所・歯科診療所・薬局等の申請届出
- 医療従事者免許の申請
- AEDの貸し出し 等

問 保健総務課保健医療係

☎722・6728 FAX050・3101・8202

町田市保健所中町庁舎に移転する業務【地図B】

保健栄養に関すること

- 栄養相談 ●栄養・食生活(母子・成人)に関する講習会の開催 ●栄養表示に関する相談 ●食育の推進 ●健康増進法に基づく特定給食施設の届出や栄養管理報告書に関すること ●国民健康・栄養調査 等

問 保健予防課保健栄養係

☎722・7996 FAX722・3249



保健所の窓口地図



地域ごとに、健康に関する総合的な相談・指導・健診を行います

- 精神保健・感染症・難病に関する相談 ●成人保健に関する講習会等の開催 ●妊産婦、乳幼児の健康診査 ●健康づくり推進 等

保健予防課 町田地域保健係、南地域保健係

☎725・5127 FAX725・5198

健康福祉会館：原町田5-8-21 【地図C】

<町田地域>

旭町、金井町(藤の台団地)、玉川学園、中町、原町田、東玉川学園、本町田(1000番以上の公社住宅を除く本町田全て)、南大谷、森野

<南地域>

小川、金森、金森東、高ヶ坂、つくし野、鶴間、成瀬、成瀬が丘、成瀬台、西成瀬、南つくし野、南成瀬

地区を「町田」「南」「鶴川」「堺・忠生」に分けて地域活動を推進します

保健予防課 鶴川地域保健係、堺・忠生地域保健係

☎722・7636 FAX722・3249

町田市保健所中町庁舎：中町2-13-3 【地図B】

<鶴川地域>

大蔵町、小野路町、金井、金井町(藤の台団地を除く)、真光寺、真光寺町、鶴川、能ヶ谷、野津田町、広袴、広袴町、三輪町、三輪緑山、薬師台

<堺・忠生地域>

相原町、小山ヶ丘、小山田桜台、小山町、上小山田町、木曾西、木曾東、木曾町、下小山田町、函師町、忠生、常盤町、根岸、根岸町、本町田(1000番以上の公社住宅)、矢部町、山崎、山崎町